

条例（案）への意見募集の結果

～八王子市屋外広告物条例（案）～
 ～八王子市景観条例（改正案）～
 ～八王子市捨て看板防止条例（廃止案）～

1. 意見募集期間

平成26年8月1日（金曜日）から8月31日（日曜日）まで

2. 意見募集の方法

直接持参・郵送・ファックス・電子メール・電子申請

3. 意見提出者数及び件数

6名・意見数12件

4. 意見種別

条例・種別	意見数
1. 屋外広告物条例（案）	
1-1 規制対象について	1
1-2 表示内容・表示方法の規制について	3
1-3 屋外広告物掲出のしくみについて	2
1-4 屋外広告物のデザインに関するルールについて	1
2. 景観条例（改正案）	
2-1 景観審議会の所掌事項について	1
3. 捨て看板防止条例（廃止案）	
3-1 捨て看板除却協力員の職務について	2
3-2 捨て看板の規制区域について	1
4. その他	
4-1 条例制定の手続き（パブリックコメント）について	1
（意見数合計）	12

5. 意見の概要と市の考え方

■ 1. 屋外広告物条例（案）について

□ 1-1 規制対象について

番号	意見の概要	市の考え
1	商店街の活性化事業として企画したシャッターペイント事業が、東京都屋外広告物条例の規制の対象となると判断された。シャッターペイント事業は、デザインを吟味し、まちの景観をよいものにするために商店のシャッターを提供し活用する公益的で	シャッターに描いた文字や絵、写真は、屋外広告物法でいう「屋外広告物」に該当し、八王子市の屋外広告物条例（案）においても、屋外広告物として条例に基づく手

	<p>前向きな実りのある事業として考えており、それを、市の後押しを受けて安心してのびのびと企画実施できるような制度にしていきたい。</p>	<p>続きの対象とする考えです。 本市は、商店街の活性化は重要なことと考えており、良好な景観に資する取り組みに際しては、御意見を参考にさせていただきます。</p>
--	---	---

□1-2 表示内容・表示方法の規制について

番号	意見の概要	市の考え
2	<p>市内全域に点在するグロテスクな表現の看板について、広告主はインパクトを重視した看板という趣旨であろうが、八王子全域の美観を激しく損ねるものだと思っている。グロテスクな表現の看板は一刻も早く変更していただきたい。 特定の事業者に強制的に指示を出すことは難しいこととは思いますが、美しい八王子のために尽力いただきたい。</p>	<p>屋外広告物法の目的のひとつに、「良好な景観の形成及び風致の維持」がありますが、「表現の自由」により、表示の内容については、公序良俗に抵触するなどの場合を除いて指示等を行うことは困難です。 なお、八王子市景観条例に基づき、良好な景観の形成や風致の維持への配慮を要請していく考えです。</p>
3	<p>「アニメーション動画看板」について、自動車の運転者の脇見や事故を誘発する危険がある上、景観上も問題があるため禁止していただきたい。</p>	<p>屋外広告物条例（案）では、道路交通の安全を阻害するおそれのある屋外広告物の表示又は設置を禁止するとともに、一部の地域で動画看板の設置を禁止する考えです。</p>
4	<p>西放射線通りに乱雑に貼られているイベント告知ポスターは、まちのブランド力や景観を害しているため、無秩序な掲出は禁止していただきたい。</p>	<p>屋外広告物条例（案）では、ポスターの掲出は所定の基準に適合させ、原則として許可を受けなければならないこととする考えです。 違反して貼られているポスターについては、除却等の対応をします。</p>

□1-3 屋外広告物掲出のしくみについて

番号	意見の概要	市の考え
5	<p>西放射線通り等におけるイベント告知ポスターについて、管理運営する機関を一本化させ、ポスターを掲出できる場所や大きさ、申込み方法等を明確にし、容易に掲出できるシステムが必要である。</p>	<p>今後、屋外広告物に関する取り組みを進める上で参考にさせていただきます。</p>
6	<p>広告収入により運営管理費用を捻出し、まちづくりに活かされるような広告戦略として、広く国内外企業から広告を集めることや、プロのデザイナーやま</p>	

	ちづくり会社等による運営管理のしくみ等、まちづくりのための収益事業としてプロジェクト化をお勧めしたい。	
--	---	--

□1-4 屋外広告物のデザインに関するルールについて

番号	意見の概要	市の考え
7	特に中心市街地の屋外広告物について、デザインの統一性やルールを決める必要があるが、画一的なデザインの統一性ではなく、八王子市内に多くいるプロデザイナーから広く公募を募り、学生だけではない広告デザイン案を求めたい。	今後、屋外広告物に関する取り組みを進める上で参考にさせていただきます。

■ 2. 景観条例（改正案）について

□2-1 景観審議会の所掌事項について

番号	意見の概要	市の考え
8	景観審議会の所管事項に屋外広告物が加わる点については、分野としても人材としても専門性が異なるため、将来的な連携は必要ですが、ただちに一本化するの難しいと思います。東京都で審議会が二本立てになっているのはそれだけの必然性があったのではないのでしょうか。	東京都をはじめとして、制度のできた時期や経緯により、景観と屋外広告物に関する審議会を二本立てにしている自治体もありますが、近年、審議会を一本化する動きが顕著です。本市では、既に実施している景観形成の取り組みと連携して「市景観条例・景観計画に基づく屋外広告物の規制」を実施すること目指しており、景観審議会に屋外広告物の専門家や業界団体の代表を加えて、一本化した審議会において景観と屋外広告物についてバランスのよい議論をしてまいります。

■ 3. 捨て看板防止条例（廃止案）について

□3-1 捨て看板除却協力員の職務について

番号	意見の概要	市の考え
9	捨て看板防止条例による捨て看板除却協力員では除去することができなかった桃太郎旗（広告旗）について、新たに制定する屋外広告物条例では、市民、ボランティア団体、市から委嘱された者が除却できる対象物としていただきたい。	屋外広告物条例（案）では、屋外広告物法に基づく違反広告物を協力員が除却できることを規定おり、広告旗も除却の対象とする考えです。 なお、捨て看板防止条例の廃止に

		<p>伴い、協力員の方には変更点や除却の手続き等について改めてお知らせします。</p>
10	<p>捨て看板除却協力員制度を新たに制定する屋外広告物条例で継承した場合、協力員の職務は広がるのか。</p>	<p>捨て看板防止条例に基づく除却の対象は、はり紙、はり札等、立看板等でしたが、屋外広告物条例（案）に基づく協力員が除却できる対象には広告旗を加える考えです。</p>

□3-2 捨て看板の規制区域について

番号	意見の概要	市の考え
11	<p>捨て看板防止条例で決められている捨て看板の違反表示防止区域はなくなるのか。</p>	<p>屋外広告物条例（案）では、捨て看板防止条例の違反表示防止重点区域に限定されていた罰則の適用範囲を、市全域を対象とする考えです。</p>

■ 4. その他

□4-1 条例制定の手続き（パブリックコメント）について

番号	意見の概要	市の考え
12	<p>可能であれば条文が素案として策定された時点で、パブリックコメントを募集していただきたい。</p>	<p>今回のパブリックコメントでご提示した資料は、条例案を市民のみなさまにわかりやすいように示したものです。屋外広告物条例の制定について、改めてパブリックコメントの手続きを実施する予定はありませんが、今後、条例の周知方法等について工夫していきます。</p>